# 食品原材料の調達リスク軽減対策について

### 〇 食品原材料調達リスク軽減対策事業 スキーム

#### 補助対象者:

価格が2割以上高騰している輸入食品原材料を使用していること又は令和4年2月以降の 地政学リスク等により輸入に支障が生じたことがあることを証明できる食品製造事業者等※

※ ①食品の加工・製造事業者又はその団体、②飲食店等又はその団体、③①又は②の事業者とともに事業を実 施しようとする者。

#### 支援の対象となる取組:

(1) 食品製造事業者等と産地の連携強化支援

食品製造事業者等が産地を支援する次に掲げるアペエ又はこれらに類する取組を行うこ とを補助要件とした上で、産地との連携による食品原材料切替等(国産食品原材料の取 **扱量増加を含む)**に伴う機械・設備の導入・更新、調査、新商品等の開発、製造・販売・ PRの取組を支援

- ア 求める品種を産地に生産してもらうための産地への種苗の提供
- イ 産地に引き受け量拡大に対応してもらうための産地への収穫機械の貸与
- ウ 産地に加丁ニーズに合致した食品原材料を出荷してもらうための産地への選別機の貸与
- エ 産地に加工ニーズに沿った良質・多量な食品原材料生産をしてもらうための、食品製造事 業者等の社員等を産地へ派遣した生産作業補助又は専門家や篤農家を産地へ派遣した栽 培技術等指導
- (2) 食品原材料調達先多角化支援

食品原材料切替等(国産食品原材料の取扱量増加を含む)に伴う機械・設備等の導 入・更新、調査、新商品等の開発・製造・販売・PRの取組を支援

※ ポイント制等による採点にて採択を行う。ポイントの要素としては、①取組(1)の産地を支援する取組、②取組 (2)の一次加工業者の取組、③国産食品原材料への切替(国産食品原材料の取扱量増加を含む)、④商品の 新規性等。

#### 支援対象経費:

- 取組(1)の産地の支援に係る、①資材、機械、設備導入費、②産地への生産作業補助 のための計員等派遣旅費、③産地への栽培技術指導のための専門家や篤農家の派遣謝 金·旅費等
- 取組(1)、(2)の①新商品開発費(試作品の原材料費等)、②食品原材料切替等に 伴う機械導入費、製造ラインの変更・増設費、食品表示変更に伴う包材資材の更新費、新 商品PR費、③新商品の市販段階における原材料費(販売促進のための一定期間分に限 る) 等
- ※ ③は、小売製品の製造又は飲食店の調理等で使用される輸入小麦又はその加工品を、安定的調達が今後可 能と見込まれる米、小麦又はその加工品へ切り替えるものに限る。支援期間は、2ヶ月間以内とする。

#### 補助率・補助上限:1/2等

採択1件当たりの補助上限は5億円 補助下限は100万円 (ただし、新商品の市販段階における原材料費の1件当たりの補助上限は 上記とは別に1億円、補助下限は100万円)

**事業実施期間:**令和5年11月29日(金)~令和7年2月13日(木)

### 農林水産省



補助金

### 事業実施主体(事務局):

(株) 日本能率協会コンサルティング

補助金 1/2

※大企業については、 新商品の市販段階 における原材料費 の補助率1/3

(1)

(3)

- 【交付決定までの手順】 ①課題提案書の提出
  - ②審查•採択
- ③事業計画の策定
- ④事業計画の確認
  - ⑤交付申請書の提出
  - 6交付決定
- ※事業終了後、事業結果報 告書を提出、精算払い

## 食品製造事業者 飲食事業者



産地との連携



食品原材料切替等

新商品等販売





輸入小麦 **米粉·国産小麦** 

消費者

3次公募期間:

令和6年8月27日(火)~9月17日(火) URL: https://imac-foods.com/genzairyou/r5/

